

I やまがた緑環境税導入の経緯と前回見直しの状況

1 導入の経緯

県民に多くの恩恵をもたらす森林は、先人からの贈り物であると同時に、未来の世代からの預かりものでもあります。私たちの安全・快適な暮らしのために、さらには未来の世代の幸せのために、今、荒廃の危機にある森林を早急に再生し、共生と循環に基づく県土を創造することが強く求められています。

こうしたことを踏まえ、県は平成15年度に「やまがた公益の森構想策定委員会」を設置して今後の森づくりの方向を議論し、平成16年3月に、やまがたの森林を県民共有の財産としてとらえ、県民全体で森林を支えていく「やまがた公益の森構想」を策定しました。

さらに、本構想に基づき、県は平成17年度に「公益の森づくり推進検討委員会」を設置して具体的な森づくりの手法や費用負担のあり方について検討し、同委員会は平成18年3月に「新たな施策を進めるための財源確保が必要であり、県民の理解と協力のもと、新たな財源確保の仕組みを早急に構築する必要がある」とする報告書「120万県民の英知と力による森づくり」を取りまとめました。

これらのことから、県は平成18年3月に県は山形県森林審議会に「県民みんなで支える新たな森づくりと費用負担のあり方について」を諮問し、同年7月に「新たな森づくりに要する費用は県民が負担を分かち合うことが「受益と負担」の関係からもふさわしく、費用負担のあり方としては、広く県民に均しく負担を求める形態の「租税」が適当である」とする答申を受けました。

この答申を踏まえ、山形県では県民を対象とした説明会や、林業関係者を対象とした地域座談会を県内各地で開催し、意見聴取と合意形成を経て、平成18年12月に「やまがた緑環境税条例」を公布し、平成19年4月1日から施行しました。

2 前回見直しの状況

やまがた緑環境税条例では、附則第7項により「やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例の施行後、5年を目途としてこの条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされており、施行後5年目の平成23年度に第1回目の検討を行ないました。

見直し当時、農山村地域では、依然として過疎化・高齢化の進行などによって山離れが加速しており、森林と人との絆や豊かな森林を通じた人と人との絆が失われ、かつての活力が衰えつつある状況にありました。また、小規模な林業経営、路網整備や機械化の立ち遅れなどによる林業生産活動の停滞により循環的な森林施業が滞り、里山を含む森林環境の保全にも支障をきたしているほか、森林病虫害による被害面積が増加しており、本県の持続的な森林資源の確保と水源かん養等の公益的発揮が危ぶまれる状況が続いていました。

こうした現状を踏まえ、県民や関係団体への意識調査の結果をもとに「やまがた緑県民会議」等において協議を行ないました。

検討の結果、新たな国庫補助制度の活用や拡大するナラ枯れ被害林など新たな整備対象森林の追加、市町村が地域住民との協働による里山再生を行うための全体計画（里山再生アクションプラン）の策定など新たな取組を加え、引き続き、森林の有する公益的機能の維持増進と持続的な発揮に向けた施策に取り組んでいく必要があると結論づけ、平成24年度から新たな枠組みでやまがた緑環境税活用事業を展開しています。